

## 平成23年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### ○議事日程〔第3号〕

12月15日（木曜日）午前10時 開会

※開議宣告

日程第1 第64号議案から第74号議案までについて委員長報告  
(質疑・討論・表決)

日程第2 第75号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第3 意見書案第6号から意見書案第8号まで上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

日程第4 議員派遣の件について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（20名）

- 1 番 土谷 信也
- 2 番 近藤 紀男
- 3 番 成重 博文
- 4 番 安達 隆
- 5 番 山田 秀夫
- 6 番 松本 博彰
- 7 番 中山田 健晴
- 8 番 河野 徳久
- 9 番 明石 光子
- 10 番 土谷 力
- 11 番 村上 和人
- 12 番 駕海 政幸
- 13 番 安東 正洋
- 14 番 北崎 安行
- 15 番 川原 直記
- 16 番 河野 正春
- 17 番 山本 博文
- 18 番 菅 健雄
- 19 番 徳永 浄
- 20 番 大石 忠昭

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 安藤 隆治  
主幹兼議事係長 清水 栄二

庶務係長 次郎丸 浩一  
副主幹 岩本 力

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市長 永松 博文  
副市長 駕海 豊  
会計管理者兼市参事兼会計課長  
奥田 秀穂  
市参事兼総務課長 栞原 茂彦  
市参事兼企画政策課長 宮崎 敦夫  
市参事兼情報推進課長 中嶋 栄治  
市参事兼財政課長 増田 正義  
市参事兼農林振興課長 井上 晃一  
市参事兼福祉事務所長 野村 信隆  
市参事兼消防長 門岡 博通  
税務課長 渡辺 功司  
保険年金課長 佐藤 清  
子育て・健康推進課長 甲斐 智光  
人権・同和对策課長 伊東 文夫  
環境課長 都甲 賢治  
商工観光課長 佐藤 之則  
農地整備課長 新田 千代蔵  
建設課長 筒井 正之  
都市建築課長 河野 義雄  
上下水道課長 近藤 博人  
地域総務二課長兼水産・地域産業課長  
渡邊 和幸  
主幹兼総務法規係長 佐々木 真治  
秘書広報係長 丸山野 幸政

### 教育庁

教育長 河野 潔  
総務課長 安東 良介  
学校教育課長 瀬口 卓士

○議長（村上和人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（村上和人君） 日程第1、第64号議案から第74号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、安達 隆君。

○総務委員長（安達 隆君） おはようございます。  
総務委員長報告を行います。

12月15日

去る12月9日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第64号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回の補正は、地域総合整備資金貸付事業費、生活保護費、予防接種事業費、通学支援対策事業費、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整分などが計上されています。

財源については、国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債で措置されています。

補正額は、2億765万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、146億8,588万4,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、本年8月に大分北部中核工業団地へ立地表明した「株式会社土屋製作」に対し、ふるさと融資制度を活用した融資を行う地域総合整備資金貸付事業費、勲奨退職に係る職員の退職手当などが計上されています。

消防費では、消防団員の公務災害に伴う補償を目的とした消防団員等公務災害補償等共済基金が先の東日本大震災により枯渇したため、負担金の追加に伴う経費が計上されています。

その他、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整が行われています。

次に、地方債の補正については、地域総合整備資金貸付事業ほか2件の追加、及び新図書館蔵書整備事業の変更を行っています。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第64号議案の内、本委員会に付託された部分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第67号議案、平成23年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算（第2号）は、ケーブルネットワーク事業管理及びケーブルテレビ施設整備事業に係る補正、また、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整が行われています。

補正額は、1,448万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、5億128万6,000円となっています。

また、ケーブルテレビ施設整備事業の事業実施期間が複数年度となることから、債務負担行為の設定が行われています。

第68号議案、過疎地域自立促進計画の変更については、本文の変更、新規事業の追加及び既存事業

の削除により、計画の一部を変更するため議決を求められるものです。

第69号議案、工事請負契約の変更については、平成21年4月に契約を締結し、平成23年度までの間で執行中の豊後高田市ケーブルテレビ施設整備工事において、本年7月の完全地上波デジタル移行に伴う本年度全体工事等の増加により、契約金額の変更が必要となったことから変更請負契約を締結するもので、今回の変更により契約金額が1億5,000万円以上となったため、議決を求められるものです。

第71号議案、豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行っています。

審査の結果、第67号議案から第69号議案まで、及び第71号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第72号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正については、大分県人事委員会の勧告等を勘案し、一般職に属する職員の給料の額の改定、及び労働基準法の改正に伴い、一月45時間を超える時間外勤務に係る所要の規定の整備を行っています。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第72号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（村上和人君）** 社会文教委員長、明石光子君。

**○社会文教委員長（明石光子君）** おはようございます。

社会文教委員長報告を行います。

去る12月12日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第64号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成22年度事業における精算金として、児童福祉費、社会福祉費等の国・県支出金精算償還金が計上されています。

民生費では、災害時において要援護者を支援するための要援護者情報を一元管理する高齢者等地域支え合い体制づくり支援事業費、生活保護費増額に伴う経費が計上されています。

衛生費では、子宮頸がん予防ワクチン接種委託料増額に伴う経費が計上されています。

教育費では、都甲小学校で使用しているスクールバスの更新を行う通学支援対策事業費等が計上されています。

また、図書館蔵書整備事業費へ地方債を充当することから、それに伴う財源更正が行われています。

その他、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整が行われています。

審査の中で委員より、都甲小学校のスクールバスの更新、地域福祉見守り台帳システムの構築、生活保護の基準等について、4名の委員より質疑が出され、それぞれ執行部より詳しく説明を受けました。

審査の結果、第64号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第70号議案、財産の取得については、新図書館に所蔵する図書の取得について議決を求められるものです。

審査の中で委員より、今回1万262冊の購入だが、本の選書についてはどのように行ったのか。という質疑が出され、執行部より次のように説明がありました。

本の選書については、基本計画を基に策定した「豊後高田市新図書館資料収集基準」を設け、それに基づいたリストからの選書が中心である。それ以外にも、インターネット上の図書に関する情報や出版社の書籍案内などを参考に選書している。また、ブックフェアなどに参加し、現物を見て選書したものです。関係職員、司書等7名で構成する「選書委員会」を設けており、収集基準に基づいて幅広く選書を行い、この数を決定しました。

また他の委員より、今回購入以外に残り6万冊購入予定だが、今回の光をそそぐ交付金はどのくらい使えるのか。という質疑が出され、執行部より次のように説明がありました。

光をそそぐ交付金については、今回の財源充分だけです。あとの購入財源については、過疎債のソフト事業分を充当していきたいと考えている。

また他の委員より、入札に市外の方を入れると取得金額が下がるのではないかと。という質疑が出され、

執行部より次のように説明がありました。

検討を重ねた結果、地域経済の活性化、公平性の観点等を重視して、地元の組合と契約を行いたい。書籍については、単価が定められており、再販売価格維持制度で全国统一された取引がなされているということもあって、地元の組合と契約を行いたいという基本的な考え方によるものです。

第73号議案、豊後高田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備が行われています。

第74号議案、豊後高田市立学校設置条例の一部改正については、香々地小学校と三重小学校を統合することに伴い、所要の規定の整備が行われていません。

以上審査の結果、第70号議案、並びに第73号議案及び第74号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（村上和人君） 産業建設委員長、中山田健晴君。

○産業建設委員長（中山田健晴君） おはようございます。

産業建設委員長報告を行います。

去る12月13日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第64号議案、平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、災害復旧費では、本年6月の梅雨前線豪雨による田染相原地区の市道及び本年9月の台風15号による真玉漁港護岸の災害復旧を行う現年発生公共土木施設等補助災害復旧費が計上されています。

その他、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整が行われています。

審査の結果、第64号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第65号議案、平成23年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整が行われています。補正額は、620万円の減額で、補正後の予算総

12月15日

額は、8億1,120万1,000円となっています。

第66号議案、平成23年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、一般職職員の人事異動等に伴う人件費の調整が行われています。

補正額は、5万円の減額で、補正後の予算総額は、2億2,616万5,000円となっています。

審査の結果、第65号議案及び第66号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長(村上和人君)** 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(村上和人君)** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番、大石忠昭君。

**○20番(大石忠昭君)** 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭君でございます。

私は、第64、72号議案について反対討論をいたします。

64号一般会計補正予算であります。補正予算すべて反対というわけではありません。市民の要求が一定程度反映されている予算は当然賛成であります。一部同意できませんので指摘をし、反対をいたします。

一つは、72号議案との関連で、市職員の給与削減の関連予算について反対であります。その理由については後ほど詳しく述べます。

二つは、企業誘致に伴う1億5,000万円の補正予算であります。総務委員会で審議をしましたが、無利子で10年間貸し付けようとしている企業は、操業当時は14人の雇用を予定をし、将来的には30人規模に増やすということですが、審議の中でいつの時期になったら30人規模にする約束をしているのか、また市長と企業が交わしている企業立地に伴う協定などについてどうなっているのかなど質問しましたがけれども、担当課長はそれすら掌握

していないありさまであります。将来的に豊後高田市のために経済的な効果がどう発揮されるのか疑問であり、このような状況で1億5,000万円を無利子で貸し出すことには反対であります。

次は、第72号議案、市職員の給与に関する一部改正議案についてであります。人事院勧告や大分県人事院の勧告に基づいて、国、県に準じて賃金などを引き下げる条例改定であります。その内容は50歳代を中心に40歳以上が賃下げの対象で、賃金の改定率はマイナス0.23パーセントになりますけれども、賃下げはご承知のように3年連続であります。いま、日本経済は長期にわたって家計内需が低迷をし、国民総生産が10年前よりも縮小するという異常事態に落ち込んでいます。なぜそうなったのでしょうか。世界にも例のない賃下げの異常事態であります。国税庁の調査では1998年以降、民間企業の下落が続いています。この間の給与所得者数は横ばいに、給与総額が28億円も減りました。28億円も内需が縮小したわけであります。その一方で、大企業はご承知のように244兆円もの内部留保を貯蓄をため込んでおり、この過剰な貯蓄を社会に循環させる経済構造に転換していくことが強く求められています。

公務員は、憲法第15条によって住民の奉仕者としての役割が規定されています。また、地方公務員法第24条では、職員の給与はその職務と責任に応じるものでなければならないと規定されています。本来、その役割にふさわしい給与規定であるべきなのに、民間給与との比較検討を大きな要因として引き下げを行うことは大きな矛盾があります。市職員の賃金引き下げは民間労働者の賃下げ圧力につながり、際限なき賃下げの悪循環を生むものであります。いま、内需拡大が求められている時に、職員の給料を引き下げるとは、さらに消費を冷え込ませ、景気を悪化させることの恐れがあります。このような給与削減は本市では消費、購買力の低下をさせ、地域経済にとっても大きな悪影響が出ることは明らかであり、景気対策としては逆行するものであります。

今年3月11日に発生した東日本大震災で、国・地方問わず公務員が命がけで人命救助や震災復興の先頭に立って頑張る姿が新聞、テレビなどで報道され、献身的なその姿に多くの国民が感動を覚えたのではないのでしょうか。本市からも、市職員を派遣をし、被災地救援活動を行い、被災地の皆さんからも

支援に対する感謝が報告されています。いざという時に頼りになる公務員という認識がいま全国に広がっているのではないのでしょうか。それなのにいま、今回この職員の給料を引き下げること、しかも3年連続引き下げについては、私は反対であります。

また、今回の給与引き下げ対象には市長をはじめとする特別職、市会議員は入っておりません。市職員の賃金だけを引き下げる、この第72号議案は市民や市職員の理解を得られるものではないと指摘しておきたいと思えます。

よって、議員各位に賛同を求め、討論を終わります。

**○議長（村上和人君）** 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和人君）** これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

初めに、第74号議案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案については、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく「公の施設のうち条例で定める特に重要なものの廃止」にあたるので、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

出席議員は20人であり、その3分の2は14人です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者3分の2以上）

**○議長（村上和人君）** ただ今の起立者は3分の2以上です。

よって、第74号議案については、原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付の採決表により採決いたします。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、一括採決するものの内、反対のありました第64号議案及び第72号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（村上和人君）** ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で一括採決するものの内、第

64号議案及び第72号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

**○議長（村上和人君）** 次に反対のありました第64号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第64号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（村上和人君）** 起立多数であります。

よって、第64号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第72号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第72号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（村上和人君）** 起立多数であります。

よって、第72号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

**○議長（村上和人君）** 日程第2、第75号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

**○市長（永松博文君）** 提案理由のご説明を申し上げます。

第75号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。平成24年3月31日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任として、福光治子氏を推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（村上和人君）** おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和人君）** ご異議なしと認めます。

よって、第75号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

**○20番（大石忠昭君）** 第75号議案に質疑をい

たします。

前任者が任期満了で新しい方を推薦するということであり、女性から選ぶということで、私は基本的には賛成しますが、質疑としては豊後高田市において人権擁護委員がどのような役割を果たしているのか。人権問題というのは、最近相当少なくなっていると思うんですけども、1年間でどのような事例があって、人権委員さんの果たす役割というのはどういうことなのか、市民にわかるように説明してもらいたいと思います。

○議長（村上和人君） 市参事兼総務課長、栗原茂彦君。

○市参事兼総務課長（栗原茂彦君） それでは、大石議員のご質問にお答えします。

基本的なものについてお答えをいたします。

人権擁護委員の職務といたしましては、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝を行うことと、主なものは人権審判事件につきまして、その救済のため調査及び情報の収集を行い、そういった事例がありました場合については、関係機関への勧告等、適切な措置を講ずることとなっております。また、貧困者に対しまして訴訟援助、その他人権擁護のための適切な救済方法等を講ずること、そういったことが主な委員の職務となっております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） どういう役割を果たすかというのは、法律で位置づけられていることはもうご承知のとおりなんです。私が聞いたのは、豊後高田市において1年間で、どのような事例が起こっており、任期期間中には実際に人権擁護委員としてどういう役割を果たしてきたんですかと、いままで。この人がいまから果たすんじゃない、いままで事例で、次から次から入れ替わっているんですけども、どういう役割を果たしているのか、事例そのものが少なくなっているんじゃないですかという、ない方がいいわけやけどね。その辺、実態はどうなんですかという質問なんです。

○議長（村上和人君） 市参事兼総務課長、栗原茂彦君。

○市参事兼総務課長（栗原茂彦君） 大石議員のご質問にお答えします。

大きい相談なり事例等についてはございません。

以上です。

○議長（村上和人君） 20番、大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 大きい事例は大方で何年ぐらないのか、小さい事例ならやっぱ会議を開いて議論するようなことがあったのかということを知りたいんですよ。そういうものないんじゃないんですか。

○議長（村上和人君） 市参事兼総務課長、栗原茂彦君。

○市参事兼総務課長（栗原茂彦君） 大石議員の再々質問にお答えします。

私どもとしては、現時点では把握できておりません。

以上です。

○議長（村上和人君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第75号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） ご異議なしと認めます。

よって、第75号議案についてはこれに同意することに決しました。

○議長（村上和人君） 日程第3、意見書案第6号から意見書案第8号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、安達 隆君。

○4番（安達 隆君） それでは、意見書案第6号「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書（案）」について提案理由の説明を申し上げます。

現在の日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、深刻な社会問題となっています。また、近年の急速な構造改革により、経済、雇用、産業などの様々な分野や地域間において格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しています。

失業と合わせて、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」などの新たな貧困と労働の商品化が広がっています。

こうした中、市民自身が協同で地域に必要なサービスを事業化し、社会に貢献する喜びや尊厳を大切に働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す「協同労働」という新しい働き方が注目されています。地域社会においても、自由競争を前提とした経済システムの中では成り立ちにくい「安全な食、高齢者支援、子育て支援、環境保全、障がい者の就労」などに関する非営利事業へのニーズが飛躍的に高まっている状況にあります。また、労働者協同組合、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体などにおいて、多くの人々がこの「協同労働」に携わっており、その波は日本社会に着実に広がりつつあります。

しかしながら、日本は、「協同労働」の協同組合制度を承認する他の各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい本業とその経営組織を生み出し、また、振興するための法制度がない状況にあります。

つきましては、社会の実情を踏まえ、市民活動という側面のみならず、新しい労働のあり方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢化社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要望します。

以上、本意見書案については、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（村上和人君） 10番、土谷 力君。

○10番（土谷 力君） それでは、意見書案第7号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は、集団予防接種における針・筒の使い回しなどによる感染、国の責任による医原病とされています。

平成20年1月、一定の要件を満たす薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法」が制定されましたが、被害者の多くがカルテの保存義務の5年が過ぎて発症するため、救済特措法の対象から除外されており、手術記録、母子手帳等の書面などにより、広く救済する枠組みにしないと救済されないのが実態であります。

こうした中、B型・C型肝炎感染は国の責任であると明記し、肝炎患者の救済、肝炎対策を国の責務

と定めた「肝炎対策基本法」が平成21年12月に制定されましたが、その後発表された「基本指針(案)」では全ての肝炎患者を救済する対策は具体化されませんでした。

つきましては、肝炎対策基本法に基づく救済を図り、また、救済特措法に基づいて救済枠を広げるため、次の七つの事項について、要望するものでございます。

1. 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
2. 「救済特措法」の延長と同時に救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。
3. 集団予防接種が原因とされる全てのB型肝炎感染被害者の救済策を等しく講じること。
4. 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肺がん患者への支援策を進めること。
5. ウィルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などをはかること。
6. 医原病であるウィルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
7. 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。

以上、国の関係機関へ要望をするため、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として、提出していただきますようお願いするものでございます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、意見書案第8号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで郵便局は、地域社会において、「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱える当豊後高田市においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献してきました。

さらに、当市は全国に先駆け行政サービスの一部（住民票、印鑑証明、所得証明等の交付事務）を市

内郵便局で提供するなど、住民情報提供端末の設置により、山村部での住民情報の利用・取得のため郵便局と提携した取り組みをしています。

ところが、平成19年10月、郵便・貯金・保険のいわゆる郵政三事業は民営・分社化され、郵便配達の社員に貯金・保険の取り扱いを依頼できないことや、郵便局へ郵便物の再配達依頼ができないこと、各種の手数料が上がったことなど、地域住民から不満の声が多く寄せられています。

また、現行の郵政民営化法には、郵便事業は、全国一律のサービスを維持することが明記されていますが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に、貯金・保険のサービスが提供されない郵便局が現れ、公益性、地域性が失われる恐れがあります。

これらの不安を解消するため、昨年4月に郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されましたが、以後、秋の臨時国会、通常国会と未だ成立しておらず、たなごらしの状態が続いています。この間も郵便事業における経営不安など報道されているところであります。

全国2万4,000郵便局のネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもあります。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早い郵政改革法案の成立を求めるものでございます。

以上、国の関係機関へ要望をするため、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として、提出していただきますようお願いするものでございます。

議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

**○議長（村上和人君）** おはかりいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（村上和人君）** ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号から意見書案第8号までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

20番、大石忠昭君。

**○20番（大石忠昭君）** 日本共産党の大石であります。私は、意見書案第8号、郵政改革法案の早期

成立を求める意見書について、提案者に質疑をしたいと思えます。

前半に書かれているように、小泉内閣が郵政民営化を強行しました。いま、住民の間でいろいろ不満があることはご承知のとおりであります。しかし、問題はいまだに法案が成立しないのはなぜかという問題です。土谷議員は提案されましたが、今回継続審査になっておりますこの郵政改革法案について、早く成立を求めるといことですが、なぜ継続審査になって、まともに審議をされないまま継続審査になっているというように認識をされているのか、ここで意見書を可決すれば早く成立するということになるというような理解なのかが一つ。

二つ目は、確かにここに書いてあるように、郵便、貯金、保険のいわゆる郵政三事業が民営化されました。それぞれ株式会社に三つに分かれました。本当に全国一律サービスが廃止されたという大問題なんです。ところがこの法案が、いま出されている法案が本当に全国一律サービスが保証できるような内容だということに土谷議員はお考えでしょうか。法律を見たことがあるのでしょうか。その辺ちょっと説明してください。

**○議長（村上和人君）** 10番、土谷 力君。

**○10番（土谷 力君）** 質問にお答えいたします。

この意見書、この郵政改革法案がなぜ継続審査になっているかにつきましては、私自身が国政に参加しておりませんので、よくわかりません。

それから、分割法案の小泉改革に対しての法案がこれで解消してしまうかということに対しても、この法案を抜粋では見ておりますけども、全体を、案を見ておりませんので、私が意見を申し述べることはできません。

**○議長（村上和人君）** 20番、大石忠昭君。

**○20番（大石忠昭君）** という説明がありましたけれども、それで皆さんが「はい、もう出されたものですから、賛成」ということになるのでしょうか。いまの、現在の郵政民営化問題、これは大問題ですよ。どう変えるかが問われる問題と思うんです。だから、同じ意見書を出すならば、我々国民の立場に立って、どういように改革をしようという意見書に、普通の意見書やったら1、2、3と書きますよ。加えて、豊後高田市の議会としては、市民の声を代弁してこういうようにいまの法律を変えるべきじゃないかというように出さないと意味がないんじゃないですか。なぜ継続審査になったのかわ



からないで、とにかく出したものを、民主党政権が出したものをとにかく賛成しない自民党が公明党が悪いんだと、あとの党が悪いんだということだけで、ここの自民党系の議員がはいはい結構でございますってなったら、これは国政と地方政治が大きな矛盾点にもなると思うんですね。

よって、再質問をしますので正確に答えてください。いいですか。

一つは、金融サービスが、この全国一律サービスが廃止されているんですよ。この法案、いま国会に出されている法案ではそれが復活されるというようにあなたは考えますか。私はいまの法案はそうならないと思うんですよ。だから、改革するというんならば金融サービスは全国一律サービスが廃止されたんだから、これを完全復活するというにはつきりしなくてはならないと思うんですけど、その辺はどうなのかね。

二つ目は、いま三つの株式会社になっているんですけども、これを1本にすることですよ。本当に1本にして公営化することだと思うんですけども、そうになっているのか。でないと、単なる見直しでは国民との矛盾は解決しないと思うんです。

やっぱり三つ目は、公共の福祉という立場に立たんと利潤優先では本当の改革はできないと思うんですけど、そうになっている、いまの法案はなっていないと思うんですけども、なすようにすべきだと思いますけれども、意見書にはそういうことを書き込むべきじゃないんでしょうか。

○議長(村上和人君) 10番、土谷 力君。

○10番(土谷 力君) お答えします。

これ、私に個人的な見解を求められても困りますので、回答できませんので。

○議長(村上和人君) 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 議長、議事進行なんですけども、いまのは答弁として認められますか。提案した人に、提案者に質疑したことに対していまの回答と思いますか。個人で出したんじゃないんですか。議員が提出した議案でしょう、議員に質問しないで民主党本部に質問するわけにはいかんわけでしょう。そうやないんですか。ちゃんと答弁させてください。それじゃなかったら引っ込めなさい。答弁ができませんのであれば、提案者の提案の考え方を聞いておるのに、それを述べられんかえ。答弁せんということができるかえ。

○議長(村上和人君) 10番、土谷 力君。

○10番(土谷 力君) 全国一律に、今度出す郵政改革法案が一律の義務づけになってしまうかということについては、基本的には郵政事業の義務化が定められていますが、郵便局と簡保は義務づけられていません。それを、義務づけられることによって、三事業のつながりが出てくると、そういう点ではわかるんですけども、大石議員の言われるように実際になるかということになりますと、それは私では言えないと言っているわけです。

終わります。

○20番(大石忠昭君) 議長、再質疑をします。再々質疑を。

○議長(村上和人君) 20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) それでは、最後の質疑になりますので、この意見書に具体的に、例えば前の7号議案については1、2、3、4、5、6、7というふうに項目があるでしょう。こういうように3項目を明記することはできないかと。こういうように改革せいと。その一つは、廃止された金融を全国一律サービスに復活すると。二つ目は、三つに分散している3分化を1社体制に戻すと。三つ目は公共の福祉の増進を目的とする公営事業体とすると。それをそういうように書き、法改正を求めるというふうにしたらいいと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長(村上和人君) 10番、土谷 力君。

○10番(土谷 力君) この意見書案は、郵政改革法案の早期成立を求めるものでありますので、そういう項目は必要ないと思っておりますし、一々の1本化するとかいろんなことは要らない。早期成立を求めたい、これが趣旨でございます。

終わります。

○議長(村上和人君) ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

20番、大石忠昭君。

○20番(大石忠昭君) 日本共産党の大石ですが、私は意見書の第6号には賛成討論をし、第8号には反対討論をいたします。

ご承知のように、労働者を取り巻く状況が非常に深刻な事態にありまして、いまでも国会で法案を出しておりますけれども、結局継続審査になりましたけれども、今回この意見書でありますのは、新たに協

同労働の協同組合法を速やかに制定を求めようということで、運動団体が国会議員にもそれぞれあつまり、相当多くの国会議員も賛同しておりますし、全国の自治体でもこの意見書を可決しております、豊後高田市はいよいよ一番最後になりました。当然いまのこの社会の状況を踏まえた場合には、この新しい法律をつかって、やはり労働者を守る、市民生活を守るようにすべきであり、ぜひ皆さんの賛同を求めて賛成討論といたします。

次が、第8号についてでありますけれども、これはいまの国会で継続審査になりました。国会で継続審査になりましたこの郵政改革法案は、小泉内閣の郵政民営化によって廃止された金融の全国一律サービス及び郵便、貯金、簡保の全国一律サービスの義務づけの回復をうたい文句にしていますけれども、実際にその中身はそれを補償するものになっていません。

法案では、郵政持ち株会社や郵政事業会社、郵便局会社を統合した新日本郵政株式会社に金融の全国一律サービスを課するとしていますけれども、新日本郵政株式会社も郵便局に金融サービスを提供しているゆうちょ銀行も簡保生命も、採算性を度外視したサービス提供は困難な利潤追求の株式会社であります。そして、ゆうちょ銀行も簡保生命も銀行法、保険業法上の民間会社であるために、そもそも全国一律サービスの義務づけはなく、その実施は実情無理なことであります。つまり利潤追求な株式会社に対して、採算がとれない地域への金融の全国一律サービスを義務づけようという、この法案の制度設計そのものに根本的な矛盾があります。

また、仮に新日本郵便株式会社に金融の全国一律サービスを義務づけたとしても、この会社が保有する金融2社の株式は3分の1程度にしか過ぎません。全国一律サービスの義務に基づく経営方針をその金融2社に徹底することは困難であります。結局この法案は郵政民営化見直しと言いながら、看板倒れであります。さらに、郵政改革法案は、ゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げ、新規事業の拡大を掲げていますけれども、地域金融、地域経済に混乱を及ぼす懸念があります。法案が成立をし、限度額が引き上げられ、新規業務が拡大すれば、郵政グループは中央銀行、信用金庫、農協など中小地域金融機関の潜在的脅威から現実的脅威に変わり、地域金融、地域経済の大きな波乱要因となることは避けられないと思います。

結局、この郵政改革法案は郵政グループやそのもとにある金融2社に対して国民が求める全国一律サービスの義務づけを実情免除しながら、その一方で政府資金など民間にない有利な条件の下で金融業務を解禁しようというのがねらいであります。この法案は、こうした郵政グループの利益拡大のため、その一部を手直しかけであって、郵政、金融、保険の全国一律サービスの回復という国民の願いには沿った見直しにはなっていない。郵政民営化を見直すというならば、いま私は提案者の土谷議員に意見を述べましたように、やっぱり民営化そのものを見直す、ばらばらにされている郵政三事業を公的事業体として一体化をして全国一律サービスを義務づけることが求められているのではないのでしょうか。ただ、郵政改革法案の早期成立だけではだめです。本当にこの矛盾点について、本格的な改革が求められておると思います。

よって、先程述べましたように、今回のこの国会に継続審査になっております郵政改革法案を早期成立することにはしたとしても、それは地域経済にとっても何ら利益をもたらすものではありません。

よって、私はこの意見書案に反対をいたします。

ぜひ、議員の皆さんのご賛同を求めて討論を終わります。

○議長(村上和人君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第6号及び意見書案第7号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号及び意見書案第7号については原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(村上和人君) 起立多数であります。

よって、意見書案第8号については原案のとおり可決されました。

○議長(村上和人君) 日程第4、議員派遣の件に

ついてを議題といたします。

おはかりいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和人君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に一任願います。

○議長(村上和人君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 村上和人

豊後高田市議会議員 明石光子

” 土谷力